

# 唐宋両期における禪・律両院の起居飲食

## ——十方僧を接待する施設・経営法を中心に——

道 悟

### はしがき

拙論では禪院と律院の起居飲食の相違が唐代から宋代にかけてどのように生じたのかを分析するものである。

禪と律は、教と合わせ「教・律・禪」として、中国仏教を三つに大分する範疇である。中国に仏教が伝わると、教（経典）と律（規範）の研究が為されるようになり、やがて唐代になると教外別伝——教の外に別に真理を伝える——と標榜する禪が新たに登場した。そして次の宋代になると中国の仏教寺院は「教・律・禪」の三種に分類されるようになる。

仏教ではインドより古来、寺院内の僧侶を「常住僧」と「客僧」の二種に分けていた。インドではその寺院に住む僧を「常住僧」、一時的に滞在する外部の僧を「客僧」と呼んでいたのに対し、中国では寺院に所属する僧侶の名簿である「名籍」が作成され、それに名を載せる者を「常住僧」、それ以外の者を「十方僧」（十方から来た客僧）と呼ぶようになった。寺院における「十方僧」の接待の仕方は、唐代から宋代にかけて禪宗において変化していく。唐代以前は「常住僧」と「十方僧」とが起居飲食——住む場所と食事——を別にしており、宋代以降も教・律二種の寺院ではその方式を保持していたのに対し、禪宗では起居飲食を共にするようになる。

先行研究では宋代における禪と律の起居飲食の相違について分析が為されている。たとえば黄敏枝 [1989, 305-312] は十方住持寺（禪寺）と甲乙住持寺（律寺）の相違が寺僧の起居飲食の違い——禪寺では皆が共にするのに対し、律寺

では院ごとに分かれること——にあると述べており、劉長東 [2005、79-89] はこの黄敏枝の研究をもとに、禪・律両宗で財産の管理法が異なることを指摘している。しかしながら、そのような相違がどのように生じたのか、特に唐代における状況については殆ど言及されていない。それに対し拙論では唐宋両期の資料を合わせ見ることで、このような変化がどのように生じたのかを分析する。

そこで拙論では当時の碑文ならびに関連する文献を用いることで、(1) 唐代において十方僧を接待していた施設の名称と経営法、ならびに(2) 宋代の律宗と禪宗におけるその名称と経営法について分析を加える。

なお、一口に中国と言ってもその領域は広大であり地域差も大きかったことが容易に想像できるが、残念ながら現存する当時の文献は非常に少ないため、そこから当時の様子を詳細に知ることはできない。しかしながら唐から宋にかけて生じた変化——それまで別にしてきた常住僧と十方僧の起居飲食が共に行われるようになること——は、その後の中国仏教界に定着し、今日でもなお中国の寺院において広く見られる形態である。そこで資料的な制約はあるものの、現時点で見られる資料からその変化の様子を窺いたい。

ちなみに禪・律と並んで一つの勢力となる教においても、十方僧の接待が為されており、そのような場所が唐代には招提院、宋代には招提教院と呼ばれていたことが窺い知れるが、それに関する資料は殆ど現存しておらず、その経営法については不明である。そこで拙論では分析対象を律寺と禪寺に限定した次第である。

## 1. 唐代において十方僧を接待していた施設の名称と経営法

まず本節では、唐代の寺院において十方僧（或いは客僧・四方僧と呼ばれ、以下、十方僧となる）の接待を行っていた施設「招提」<sup>しょうだい</sup>について分析を加える。具体的には以下、(1)「招提」という語の由来と当時の用法を見たうえで、(2)「招提」という名の院が寺院内に設置されていたことを確認し、(3) その経営

が外部からの寄進によって為されていたことを明らかにする。

### 1-1 唐代における「招提」

「招提」という言葉はインドに由来するものであり、唐代になるとこの語は「寺」、もしくはその内部の一施設である「院」を示すのに用いられるようになる。

「招提」の原語はサンスクリット語の *caturdiśa* である。仏教が中国に伝わると、この語は「拓闢提奢」と音写され、後に「闕」と「奢」が脱落し、「拓」が「招」に訛ったことで、「招提」という語が生まれた。*caturdiśa* とは元来「四方」（東西南北）の意であり、これに由来する「招提」という語は中国において、四方から来る客僧を広く受け容れる寺や院を指す言葉として使われるようになった。なお唐代の寺院は基本的に「一寺多院制」と称される形態をとっており、ひとつの寺の内部に複数の院が存在していた<sup>(2)</sup>。

「招提」の語を用いて寺を示す際には、「招提」と呼ぶ場合と、「招提寺」と呼ぶ場合の二種が確認できる。

唐代において寺を「招提」と呼んだ例には主に以下の三例がある。第一、顯慶元年（656）に長安の大慈恩寺碑が建てられた後、そこに住んだ玄奘は皇帝へ上表し、「招提」の建立に対し謝辞を述べている<sup>(3)</sup>。第二、開元十三年（725）に河北趙州の光業寺が再建された際には、「招提」が建立されたと碑文に記されている<sup>(4)</sup>。第三、大歴九年（774）、河北魏州の開元寺において三門が再築された後に記された碑文では、開元寺を「招提」と呼んでいる<sup>(5)</sup>。当時多数あった中国の寺院全体の状況をこの三例のみから推し量ることはできないが、少なくとも長安や河北では寺が「招提」と呼ばれていたこと、また寺を「招提」と称することを否定するような資料が見あたらないことから、恐らくは中国全土においても同様の呼称が用いられていたであろうことが想像できる。

次に唐代において寺を「招提寺」と呼んだ例に以下の二種がある。第一に唐代の道宣（595-667）が編んだ『広弘明集』では、梁代の簡文帝（503-551）が「十

方の僧の為に招提寺を建立す」とある。<sup>(6)</sup>第二に中国僧の鑑真(688-763)が日本に渡った後に、十方僧を接待するために「招提寺」(現在奈良県の唐招提寺)を建立している(1-3にある)。建立された場所は日本であるが、「招提寺」という呼称は鑑真の出身地である中国の用法に依るものであろう。なお唐代より前の南北朝期にも寺を「招提寺」と呼んだ例が確認できる。<sup>(7)</sup>

先述の通り「招提」の語は寺内部の院を指すのにも用いられており、十方僧を接待する院が「招提院」と呼ばれていた例が複数確認できる。この呼称については、以下に節を改め、その存在形態とあわせて分析する。

## 1-2 唐代の施設

唐代、「一寺多院制」である寺において、十方僧を接待する場所は寺全体に広がっていたのではなく、寺の内部の一区画に限定されていた。律宗においても禅宗においても当時、同様に十方僧を接待していた。ただし律宗における接待の場所が「招提院」等の特定の施設であったことが確認できるのに対し、禅宗ではその場所を現存する資料から特定することはできない。以下、このことに関する当時の記録を分析する。

「招提院」とは「招提(四方)の僧を接待する院」の意であり、その具体的な様子を伝える唐代の文献として三種を挙げることができる。そのうち、律宗の例と特定できるものは一つのみであり、残りの二つの立場は目下不明である。

律宗の招提院に関する記録は、唐代律宗の大覚(生没不詳)の著『四分律行事鈔批』に見える。そこには「道俗の七衆、房舎を造立し、用いて衆僧に施すこと三世に通じ、中に於いて四事もて供養すること不絶ならしめ、十方僧の経遊来往に擬うを、招提と名づくるなり」とあり、十方僧を接待する為に建てられた房舎を「招提」と称していたことが記されている。<sup>(8)</sup>

一方、律宗とは特定できないものの、「招提院」を有していた寺院の記録として以下の二つを挙げることができる。第一が唐代慧琳(733-817)の『一切経音義』である。そこには「招提僧坊」について、「古音に云く、客僧を供給

するの処なり」とあり、他方から来た僧侶を接待する場所だと明言されている<sup>(9)</sup>。また同書では「僧坊」について『韻林』に曰く、坊区なり、謂は区院なり」とあり、寺内の一区画を指す語であることが確認できる。第二が『全唐文補編』所収の「招提浄院施田記」である。これは四川省樂至県の羅漢寺の事績を伝える碑文であり、そこには「光化三年（900）、復た招提浄院を作り…一切諸方の師僧に供せん」と記されている（1-3部にある）。羅漢寺においても招提院は僧侶を接待する場所として建立されていたのである。

なお当時、十方僧を接待する場所の名称は、必ずしも「招提院」に限定されていなかった。たとえば円仁（793-864）の『入唐求法巡礼記』では、彼が巡礼時に「普通院」に宿泊したこと、そこが常に粥飯を備え、僧人・俗人の宿泊に供する場所であったことが記されている<sup>(11)</sup>。ちなみに、円仁の記述において「普通院」は22もの記述があるのに対し、「招提院」は一つの記述しかない。このことから円仁が旅行した唐末の諸地方においては、<sup>(12)</sup>「招提院」よりも「普通院」という呼称のほうが一般的であったことがうかがわれる。また円仁は他にも「浄土院」「新羅院」「法花院」などにも宿泊しており、本来別の目的で建立された院が、十方僧の接待に流用されていたことも伺える。

次に、唐代の禪宗寺院が十方僧を接待していたことを記す現存文献は、管見のかぎり中国南部漳州（現在福建省漳州市）に残された三平山の碑文のみである。そこからは同寺が「招提」と称され、十方僧を広く受け容れていたことが読み取れるが、彼らを接待していた場所が「招提」と称された寺の内部のいかなる場所であったのかは不明である。その碑文には以下のように記されている。

①菩提の一乗を得て、達摩の正統を嗣ぐ。…大師、法名義中…先に百岩懷暉大師に依り、西堂・百丈を歴奉し、後に大顛大師に依る。②宝歴初め漳州に到る。州に三平山有り、因りて芟薙して住持し、<sup>ひら</sup>敞きて招提と為す。学人、荒服を遠しとせず法を請う者、常に三百餘人有り。

①得菩提一乗、嗣達摩正統。…大師法名義中…先依百岩懷暉大師、歴奉西堂、百丈、後依大顛大師。②宝歴初到漳州。州有三平山、因芟薙住持、

敝為招提。学人不遠荒服請法者、常有三百餘人。<sup>(13)</sup>

この碑文によれば、宝歴年間（825-835）に漳州の三平山において義中（781-872）なる僧が「招提」を創建し、三百人もの求法僧が遠方より集ったことが記されている。

まず義中が禅僧であったことは、下線部①に記された法脈から推測できる。そこに見える義中の師の懐暉（756-816）は、馬祖禅の発展において非常に重要な役割を果たした人物である。<sup>(14)</sup>したがって、その弟子の義中も馬祖禅の流れを組む禅僧であり、彼が建立した「招提」も禅宗寺院であったと考えることができる。

建立された寺が「招提」と呼ばれ、そこに三百人もの求法僧が集ったことは下線部②に記されている。ただしこの碑文には彼ら求法僧が寺内のどこで接待されていたかは記されていない。「一寺多院」という当時の寺院構造に鑑みれば、おそらくは先に見たように律宗同様、「招提院」と称されるような寺内の一施設に十方僧を住まわせていたと思いが、これはあくまで想像に過ぎない。

先述の通り十方僧接待に関する当時の記録は少なく、その詳細は不明であるが、上に上げた諸例から律宗・禅宗の双方で十方僧を接待していたという記録が僅かながらも現存すること、律宗ではそれを「招提院」（あるいは「招提僧坊」）と呼んでいたこと、また同様の施設が「普通院」などと別様に呼ばれることもあったことが確認できた。

### 1-3 唐代の経営法

十方僧を接待する施設は当時、外部の寄進者からの布施によって経営されていた。その背景には、戒律の規定や当時の寺の収入源など複数の要素があったと想像できる。まずインド由来の戒律によれば、寺の構成員である「常住僧」<sup>(15)</sup>の所有物を、寺に滞在している外部の「十方僧」へ与えることは禁じられている。また当時、「常住僧」の生活費は、均田制により朝廷から僧個人に与えられる田畑に依っていた。<sup>(16)</sup>「常住僧」が一度所属する寺を離れ、遠方に遊行する

のであれば、個人が所有する田畑からも離れることになり、そこから収入を得ることは困難となる。<sup>(17)</sup>このような制約のなか、「十方僧」となった僧侶に対しては、滞在先の寺院に外部から寄せられる布施からその経費が支出されるようになった。

唐代の文献を見る限り、律宗の記述は多いものの、禪宗に関するものは残念ながら見あたらず、わずかに次の宋代に立てられた碑文のなかに唐代の経営に対する簡単な記述があるのみである。以下、律宗の記述を確認したうえで、唐代の禪寺の様子を回顧した宋代の碑文を紹介する。

まず律宗の当時の様子は、(1) 律宗文献、(2) 唐招提寺の実例から窺うことができる。

(1) 律宗文献によれば、唐代の律僧は外部の寄進者から費用を得て、寺内に招提僧房を建立し、そこで十方僧を供養していた。「招提僧房」に関する記述は四分律宗の各種文献に多く見えるが、なかでもとりわけ詳細なのが以下に引く大覚の『四分律行事鈔批』の記述である。

①招提僧房とは、或は是れ七衆、招提僧の為に、坊寺中に於いて、別に房宇を置く。②来たりて入住する有れば、別に供養有るが故に…③故に知る、今時寺中房舎の、常住錢もて造るに非ざる者は、即ち招提房と名づくと。

①招提僧房者、或是七衆、為招提僧、於坊寺中、別置房宇。②有来入住、別有供養故…③故知今時寺中房舎、非常住錢造者、即名招提房也。<sup>(19)</sup>

下線部①によれば招提僧房とは、「七衆」（在家者と出家者からなる仏教信徒）の寄進によって寺内の一区画に建立された「招提僧」接待のための施設である。「招提僧」とは四方から集う客僧のことであり、十方僧と同義である。

在家者と出家者からなる「七衆」のうち、出家者が寄進した例として挙げられるのが以下のものである。すなわち、出家者である行瑠（894-956）という僧は、後唐天成年間（926-930）に四方僧を供養するために、自身が住していた大善寺に院を建立した。<sup>(20)</sup>

また、上に引いた引用文の下線部②においては、十方僧の供養に言及されるが、その詳細については記されていない。この点について、四分律宗の祖である道宣は次ように説明している。すなわち、「別に供養有る」というのは「招提」における宿泊費を負担するのは、寄進者であって、常住僧ではない、ということである。なお、十方僧が常住僧の所有物を得たい場合には、寺内の僧侶全体の同意を必要とするという<sup>(21)</sup>。

次の下線部③では唐代当時の招提僧房について説明されている。大覚の理解によれば、招提僧房とは、寺の敷地内に建立されたものであり、それ建築時の費用は常住僧ではなく、寄進者によってされるものである。

また(2)鑑真(688-763)が唐招提寺を建立した事例から、唐代律宗の伝統的な十方僧接待の様子を窺い知ることができる。鑑真(688-763)は四分律宗の祖道宣の孫弟子にあたる律僧であり、天平勝宝五年(754)に日本に渡来し正式に戒律を伝えた。その没後に彼の弟子が著した鑑真の伝記『唐大和上東征伝』には、鑑真が唐招提寺を建立した経緯に関する以下の記事が見える。

①時に四方より来たる学者有り、供養無きに縁りて、多く退還する有り。同年十一月廿三日勅賜、備前国水田一百町を準し、十方僧の供料に充て、一えに大和上の之を処分するに聴わしむ。②三年八月三日に恩勅有り、薨ぜし新田部親王の旧家を以て之に施す。大和上、即ち此の地を以て、奉じて聖朝の為に僧伽藍を造る、其の号を招提寺と称す。即ち大和上、此の国の行事する者に聞くらく、「寺家に衆供有りと雖も、而れども外来僧に通ぜず。亦た客僧の供、三日の分を開くと雖も、若し相い識らざれば、終に供を資けず。是に由りて十方僧の路を塞ぎ、行く人、此の為に辛苦す」と。大和上、願を發し、奉じて代代聖朝の為に広大の福田を開き、別に十方僧の往来修道の処を立つ。

①時有四方来学者、縁無供養、多有退還。同年十一月廿三日勅賜準備前国水田一百町、充十方僧供料、一聽大和上処分之。②三年八月三日有恩勅、以薨新田部親王旧家施之。大和上即以此地奉為聖朝造僧伽藍、其号称招提



寺。即大和上聞此国行事者、「寺家雖有衆供、而不通外来僧、亦客僧供雖開三日分、若不相識、終不資供。由是塞十方僧路、行人為此辛苦」。大和上發願、奉為代代聖朝開廣大福田、別立十方僧往来修道之處。<sup>(23)</sup>

ここでは十方僧（＝客僧）の宿泊費を負担するために、孝謙天皇から寄進された土地からの収入を用いた例と（下線部①）、同様に寄進された土地に「招提寺」を建立した例（下線部②）の二つが記されている。

まず下線部①から、天平宝字元年（757）年に孝謙天皇が水田百町を鑑真に下賜し、十方僧の宿泊費に充てさせたという。その背景として記されているのが、当時「四方より来たる学者」がいたものの、「供養無きに縁りて、多く退還する」者がいたということである。

次に下線部②によれば、鑑真は孝謙天皇から寄進された土地に「招提寺」（後の唐招提寺）を建立したという。すなわち、天平宝字三年に天皇は新田部親王（不明-735）の屋敷跡地を鑑真に下賜し、その後鑑真はそこに招提寺（十方僧を広く接待する寺）を建立した。その理由として文献は「此の国の行事する者」の発言——外来僧・客僧に十分な供養が施されていないこと——を挙げ、それを承けて鑑真は「別に十方僧の往来修道の処（＝招提寺）を立てた」のだと記している。

なお「行事する者」の発言に見える「三日の分を開く」とあるのは、法顕（334-420）の『法顕伝』に見える状況であり、そこではインドの寺が客僧を三日に供養すると記されている。<sup>(24)</sup>つまり日本ではインド由来の戒律に規定される「客僧に対し三日分の供養を施す」という習慣すら、形骸化していたのである。このことから鑑真が客僧を広く接待する招提寺の建立の必要性を痛感したことが窺われるであろう。

以上が律宗に関する記録である。次に、唐代の禪寺の様子を回顧した宋代の碑文について紹介する。

残念ながら管見の限り、十方僧接待の費用に関する唐代の禪宗文献は現存していないが、宋代の禪僧覺範慧洪（1071-1128）が著した「潭州大瀉山中興記」

には、唐代の状況を回顧した文章が見える。これは大瀉山の密印禪寺（現在湖南潭州境内）——所謂「禪宗五家」のうちの瀉仰宗の祖瀉山靈祐が住した寺院——を宋代に復興した際に記されたものであり、そこには「聖溪莊の壟畝、比隣の呑する所と為る……此れ唐相国裴公の施し以て十方僧を飯するなり」とある<sup>(25)</sup>。ここに見える「唐相国裴公」とは、仏教の著名な外護者である宰相の裴休（791-864）のことである。「以て十方僧を飯す」とあることから、裴休が寄進した土地からの収入が、十方僧の接待費に充てられていたことがうかがえる。なお清代の陶汝鼐（1601-1683）が編纂した『大瀉山古密印寺志』によれば、裴休が寄進した土地は三千畝の広さであったという<sup>(26)</sup>。

ちなみにその立場が禪・律のいずれであるか不明であるものの、十方僧の接待に関する記録が複数ある。ここでは敦煌に関するものと、『全唐文』に見えるものを参考資料として紹介する。まず敦煌の状況については郝春文〔1998、168-177〕が分析しており、それによれば敦煌の寺は十方僧の接待費と常住僧の生活費を分けていたという。また『全唐文』には唐代の「招提院」に関する文章が数例あり、そのなかでもとりわけ詳細な「招提浄院施田記」にからは、以下の二点を知ることができる。第一に、在俗の信徒から寄進された土地を用いて、十方僧を接待する施設「招提浄院」が建立されたこと。第二に、そこに収容した十方僧の生活費が、寄進者から毎年布施される金銭により賄われていた<sup>(27)</sup>ということである<sup>(28)</sup>。

このように現存する資料はごく僅かであり、唐代寺院における十方僧接待の場所やその経営法については不明な箇所が多いが、それでも上に引いた各種文献から当時、七衆（出家・在家双方の仏教徒）の布施によって十方僧の接待を行っていた事例が少ないながらも確認できた。

すなわち、行瑠（894-956）は大善寺内部に四方僧を供養する院を建立し、律僧の鑑真（688-763）は日本に渡来した後に十方僧を供養する招提寺を建立し、禪寺の密印禪寺は在俗信徒の裴休が寄進した土地からの収入によって十方僧を接待し、「招提浄院」もまた同様に在俗信徒の寄進によって十方僧の宿泊費を

まかっていた。

現存する資料が少ないため当時の中国仏教界全体の状況は不明と言わざるを得ないが、そのごく僅かな資料からも上述の例が律・禪にわたって確認できることから、おそらくは当時「七衆の布施により十方僧を接待する」という形式がある程度広く見られた一般的なものであったと想像できる。

## 2. 宋代の律寺と禪寺におけるその名称と経営法

十方僧接待の形式について律寺と禪寺のうち、律寺は宋代になっても唐代の形式をほぼそのまま踏襲していたのに対し、禪寺は宋代になると十方僧接待の場所と経営法の双方に変化が生じた。以下、十方僧接待の(1)場所と(2)経営法について、北宋期の禪寺と律寺を対比する形でその相違を確認していく。

### 2-1 北宋期における十方僧接待の施設の名称

前節で見た通り十方僧を接待する施設は唐の時代「招提院」等と呼ばれていた。それに対し宋代になると禪宗では自宗の独自性を示す為に、戒律に記される「住房」という語と区別し、自宗の施設を新たに「寮」と呼ぶようになった。それにともない唐代に寺・院の呼称として用いられていた「招提」という語の意味が忘却されていったらしい。そのため北宋の士大夫たちは「招提」の語義について主に二種の推測を書き残している。

ここでは以下、(1)彼ら士大夫たちの推測を見たうえで、(2)禪寺が「寮」と新たに名づけた施設で十方僧を接待していた様子、ならびに(3)律寺が十方僧を広く受け入れていた様子について分析する。

(1)「招提」の語義をめくり、北宋の士大夫の間で大きく二つの議論があった。そのうちの一つが「招提」を私寺の名称とし、官寺と区別するために用いられていたと見るものである。北宋の士大夫が編んだ『靖康細素雜記』によれば、唐代の「招提」は私寺——朝廷の公認を得たものではなく、個人が私的に建てた寺——であった<sup>(29)</sup>という。もう一つの説が、「招提」は元来「寺」を広く指す

一般名詞であったが、唐代になると朝廷から公認された官寺のみを「寺」と呼び、それに対して私寺を従来通り「招提」と呼ぶようになったというものである。この見解は同じく北宋の士大夫が編んだ『能改齋漫録』<sup>(30)</sup>に見える。実際のところ「招提」は十方僧を接待する寺ないし院の呼称であり、上述二説が推測するような官寺・私寺の別に関わりないものであったが、このように北宋の時代には「招提」の語義が不明となっていたことから、当時この言葉がすでに使われていなかったであろうことが推測できる。

(2) 禪寺では十方僧を接待する施設を新たに「寮」と呼ぶようになった。この点について北宋の『禪苑清規』(1103年成立)には、「寮」が遊行僧の宿泊する場所であると記されている<sup>(31)</sup>。また『釈氏要覽』(1020年刊行)の編者道誠の記述によれば、僧侶が居住する部屋を律宗では「住房」と呼んでいたのに対し、禪宗ではそれと差違化するために「寮」と呼ぶようになったという<sup>(32)</sup>。なお、当時禪宗の十寮に、十方僧について接待寮の呼称がまだ不明である。

(3) 宋代の律寺においても唐代同様に十方僧を受け入れていたが、「招提」という言葉は用いられなくなったと思しい。唐代の律宗が十方僧を接待した場所は「招提院」「招提僧房」と呼ばれていたが、これらの語は管見の限り宋代の文献には見えない。また、北宋の律師である允堪(?-1061)が「招提」の語に注釈を加え、それが当時の「四方僧房」であると記していることから<sup>(33)</sup>、この「招提」という言葉が宋代においては解説を必要とするほどなじみの無いものとなっていたことがうかがえる。ちなみにこの「四方僧房」という語は、四方から来た僧を住まわせる僧房一般を広く指す言葉であり、その実際の呼称は各寺院によって区々であったと考えられる。宋代の十方律寺(十方僧を受け入れる律寺)の内部には様々な名称の子院が存在していたが、そのなかに「四方僧坊」や「招提」の語を冠したものは見えない。具体的にどの子院において十方僧を接待していたかは不明であるものの、少なくとも唐代に用いられていた「招提」やその意識である「四方」の語は院名として用いられてなくなっていたことが推測できる。十方律寺内部の子院の各種名称を記した文献に「寺に三

子院有り…惟、浴院十方山主（＝住持）と為る」という記述がある。<sup>(34)</sup>また当時新呉県（現江西省奉新県）の律寺「宝峰善思院」が十方僧を広く受けいれていたことが当時の記録に記しされている。<sup>(35)</sup>このように宋代においても、唐代同様に十方僧を受け入れる律寺が存在していたのである。

なお宋代の文献には、教律禪のいずれに属するかは不明であるが、十方僧を接待する「接待院」という施設が記されている。北宋期の文人の周紫芝（1082-1155）が書いた「白蓮庵接待院縁化疏」から、その概要を知ることができる。それによれば当時「接待院」は十方僧を供養するために在俗の富裕な信徒から財物を募っていた。<sup>(36)</sup>また当時の碑文によれば南宋の紹興年間（1131-1162）に、二人の僧侶海浄（生没不明）と宗潤（生没不明）がそれぞれ会稽（現在の浙江紹興）と蘇州（現在の江蘇蘇州）に「接待院」を建立し、十方から集う修行僧を接待したという。<sup>(37)</sup>

以上本節では十方僧を接待する場所について以下の三点を指摘した。（1）北宋では「招提」の語が殆ど用いられず、禪寺では律宗と区別するために「寮」という独自の名称を用いるようになった。（2）律寺において十方僧を接待していた施設の呼称は不明である。（3）教禪律のいずれに属するかは不明であるが、当時十方僧を接待する「接待院」なる施設が存在していた。

## 2-2 宋代の経営法

先行研究で既に明らかにされている通り、禪宗が興隆する宋代において、十方住持寺（禪寺）の財産公有制と甲乙住持寺（律寺）の財産私有制が確立された。<sup>(38)</sup>このようななか、禪寺と律寺とにおいて十方僧を接待する場所とその経営方法にも差違が生じることとなる。

財産公有制の禪寺においては、常住僧・十方僧の分け隔てなく共に同じ場所で食事をとるようになる。これは公有制となった一寺の財産から寺内の僧（十方僧と常住僧）全ての食費を支出するようになったことを示している。<sup>(39)</sup>

律寺においては「別房にて食す」と記される通り、僧侶は寺内に複数ある子

院のうち、自身の所属先においてそれぞれ食事をとっていた。これらの子院はそれぞれ会計を別にしていたと考えられる。

やや時代は遡るものの、五代の律師景霄（不明 -927）の説明によれば、寺内の子院はそれぞれ食事する場所を有しており、その費用は各院が有する田畑の収入からそれぞれ支出していた<sup>(41)</sup>という。

またその具体的な場所は不明であるものの、以下に詳しく見るように宋代の律寺には、その内部の一院に住まう十方僧の生活費を同院が所有する田畑等の収入から支出していた例が確認できる。

五代と宋代では社会の有り様が大きく異なるし、宋代のものとはいえ僅か一例のみから全体を論じることはできないが、恐らくは宋代の律寺も子院ごとに会計を別にしていたのではないかと想像する。そうであれば、特定の一院に住まう十方僧の宿泊費と、それ以外の院に住まう常住僧の生活費とは、自ずから別会計であったことだろう。

宋代の律寺が特定の院において十方僧を接待していたことを窺わせる当時の資料とは、以下に引く朝廷の判決書「客僧妄訴開福絶院」である。

(1) 開福の寺と為るや、係勅賜の祖の額、乃ち本県の聖節祝聖の所…一院有りて亦た開福を以て号と為す…子房の徒弟、相い接続せず、以て廢壞に至る。(2) 則ち産業は並て常住に帰し、以て祝聖・焚修・起造・修葺、常住の費と為す…乾道四年、保正の劉時発なる者有り、本院の常住を將て絶産請佃と作す。僧志珠、転運司を経て陳訴す…若し開福俱な僧房無くんば、是れ絶院なり。若し一房に僧無くんば、自ら當に併びに常住に帰して業と為すべし… (3) 蓋し宗琦等の四人、本寺の徒弟に非ざるに縁り、合に其の住持を竄名するを容るべからず…其の八院の田業、尽く本寺常住の掌管に還る。

(1) 開福之為寺、係勅賜祖額、乃本県聖節祝聖之所…有一院亦以開福為号…子房徒弟不相接続、以至廢壞、(2) 則産業並歸常住、以為祝聖、焚修、起造、修葺、常住之費…乾道四年、有保正劉時発者、將本院常住作絶産請

佃、僧志珠經轉運司陳訴…若開福俱無僧房、是絶院。若一房無僧、自當併  
 帰常住為業… (3) 蓋縁宗琦等四人非本寺徒弟、不合容其竄名住持…其八  
 院田業、<sup>(42)</sup>尽還本寺常住掌管。

これは乾道四年(1168)以前に生じた寺院の財産をめぐる裁判の記録である。それによれば開福寺内の開福院に住む僧がいなくなった際に、十方僧の宗琦(生没不明)ら四人の僧と俗人の劉時発(生没不明)がその財産を自らのものとしたため、開福寺僧の志珠(生没不明)が朝廷へ訴え、奪われた財産が返還されたという。以下に詳しく見るように開福寺は官寺また律寺であり、この裁判の判決は当時の公的な一般見解を示しているものと考えられる。

まず上の引用文の下線部(1)に「聖節祝聖」とあることから開福寺が官寺であり、「子房の徒弟、相い接続せず」とあることから律寺であると分かる。なぜなら「聖節祝聖」(皇帝や皇族の誕生日を祝い長寿を祈る法会)は唐宋五代に始まる儀礼であり、宋代においてこれは一般に官寺の役目であった。また「子房の徒弟」が住持の職を「相い接続」というのは、当時の甲乙住持(律寺)の方式であった。

次に下線部(2)から開福院の経営が田畑等の収入によっていたことが分かる。なおその田畑の帰属先はこの判決によれば、以下のように決定される。まず院が次の住持に継承されるのであれば院に帰属し、住持する者がいなくなれば院が属する寺に帰属し、院が属する寺も存在しない場合には、俗人の保正(十戸でひとまとまりの隣組の長)から官員への報告を経て、その土地の農民へと分配される。

最後に下線部(3)から、開福院が十方僧を接待する場所であったことが分かる。その財産を奪おうとした宗琦ら四僧は開福院に住んでいた十方僧であった。そして同院を管理していた住持が亡くなり、その後を嗣ぐ弟子もいないことに乗じて、宗琦ら十方僧がその寺領を自らのものにしようとしたのであろう。

なお十方僧を接待する施設の田畑について、当時の記録はないものの、恐らくは唐代同様に七衆から寄進されたものであったと想像できる。なんととなれば、

甲乙寺内部の各院に七衆から田畑が寄進されているからである。また前述した<sup>(43)</sup>宋代の「白蓮庵接待院縁化疏」の記録から、宋代においても十方僧の宿泊費は外部からの寄進によって賄われていた可能性が高い。

以上の説明から、宋代の十方僧を接待する場所の経営法の一斑が明らかとなった。

第一に、禪寺においては十方僧・常住僧の区別なく、一寺に住まう僧の生活費は一律、寺の公有財産から支出されていた。なおこれは今日の中国仏教まで続く習慣となる。

第二に、律寺において十方僧と常住僧の会計は別であり、十方僧の滞在費は七衆の布施、ないし寄進された田畑等からの収入によって賄われていた。

## むすび

先行研究では専ら宋代の禪・律間の起居飲食の相違のみが論じられていたのに対し拙論では、「十方僧」受け入れの方式に焦点を絞り、禪と律における起居飲食の相違が唐から宋にかけてどのように生じたのかを分析し、以下の諸点を指摘した。

まず唐代の律宗は、インド由来の戒律に則って常住僧と十方僧の起居飲食を分けており、この形態は宋代の律宗に受け継がれた。外部から来た十方僧は寺内の一院に収容され、その費用は七衆の布施や寄進された土地の収入によっていた。十方僧を収容する院は唐代において「招提院」などと呼ばれたが、宋代になると各寺それぞれ独自の名称を付けるようになったと考えられる。

次に唐代の禪宗は律宗同様、常住僧と十方僧の起居飲食を別にしていたが、宋代になるとそれを共にするようになる。それに伴い、本来別会計であった十方僧の生活費も常住僧同様、寺全体の公有財産から支出されるようになった。なお宋代の禪寺では僧侶が起居する場所を「寮」と呼ぶようになったと当時の文献に記されている。

以上、当時の文献に基づき、唐から宋にかけての律・禪における起居飲食に



ついて分析した。現存する資料は少なく、そこから当時の中国仏教界全体の有り様を知ることはできないが、それでも「常住僧と十方僧が起居飲食を別にする」というインド由来の形式が唐代では律・禪の双方で行われていた例、ならびに宋代の禪宗になると「常住僧と十方僧が起居飲食を共にする」という新たな例が見えるようになることが確認できた。この「起居飲食を共にする」という形式は今日の中国寺院でも踏襲されているものであり、それが唐代には見えず宋代になって見えるようになることは、中国仏教の展開を把握するうえでささやかながらも重要な変化といえることができるだろう。

### 略号一覧

T. 大正蔵

X. 卍統蔵

### 参考文献

謝重光『中古仏教僧官制度和社会生活』、商務印書館、2009年。

謝和耐 著、耿昇 訳『中国5-10世紀的寺院經濟』、上海古籍出版社、2004年。

黄敏枝『宋代佛教社会經濟史論集』、学生書局、1989年。

劉長東「論宋代的甲乙寺與十方寺制」、『宋代文化研究』136期、2005年、79-89頁。

郝春文『唐后期五代宋初敦煌僧尼的社会生活』、中国社会科学出版社、1998年。

葛兆光『中国禪思想史 - 從6世紀到9世紀』、北京大学出版社、1995年。

### 【注】

- (1) 徐植「招提教院置田記」、『全宋文』343冊、「嘉興招提教院、考之紀載、則唐刺史曹君之故居也。光啓四年、捨以為寺、敕名羅漢院。国朝治平初、改賜今額。」上海辭書出版社、安徽教育出版社、2006年、404-405頁。
- (2) 梁思成「薊県独樂寺觀音閣山門考」、『梁思成全集』第一卷、「隋唐之制、率皆

寺分數院、周繞回廊」、中国工業出版社、2001年、168頁。

- (3) 元奘「謝御制大慈恩寺碑文表」、『全唐文』906卷、「始悲匱鏡、即創招提、俄樹勝幢。」中華書局、1983年、9452頁。
- (4) 楊晉「大唐開元十三年歲次乙丑六月癸丑朔二日甲寅趙州象城県光業寺碑」、陳尚君輯校『全唐文補編』30卷、「克綏景福、感動綸誥、為像為陵、以師以導、招提乃立。」中華書局、2005年、359-360頁。
- (5) 碑文の中では開元寺が宝應後十五年で再建されたと記述されるから、大曆九年と推算される。封演「魏州開元寺新建三門樓碑」、『全唐文』440卷、「今積門之有塔寺、亦像教之崇建福焉。或謂之人祠、或謂之精舍、或謂之伽藍、或謂之招提。名雖不同、其實一也。河朔之州、魏為大、魏之招提、開元為大。」4492頁。
- (6) 『広弘明集』28卷、「今於鄆州某山、為十方僧建立招提寺。」(T52、p325a3)
- (7) 『高僧伝』には慧集(456-515)は「招提寺」にしばらく住していたことが記されている。『高僧伝』8卷、「積慧集…後出京、止招提寺。」(T50、p382b23-26)
- (8) 『四分律行事鈔批』8卷、「謂道俗七衆、造立房舍、用施衆僧、通於三世、於中四事供養不絶、擬十方僧經遊來往、名招提也。」(X42、p824c18-825a24)。『四分律行事鈔簡正記』卷10の記述がほぼ同じである。(X43、p262b10)
- (9) 『一切経音義』26卷、「招提僧坊(古音云供給客僧之處也、即以招引提攜之義故、也親曾問淨三藏、云招提是梵語、此云四方僧房也)。(T54、476b19-20)
- (10) 『一切経音義』卷22、「僧坊(坊甫亡反。韻林曰「坊」、区也、謂「区」、院也)。(T54、443c9)
- (11) 『入唐求法巡禮行記』2卷、「不論僧俗、來集便宿。有飯即与、無飯不与、不妨僧俗赴宿、故曰普通院。」上海古籍出版社、1986年、103頁。
- (12) 円仁が旅行した地域は現在中国の江蘇、安徽、山東、河北、山西、陝西、河南の一部にあたる。
- (13) 王諷「漳州三平大師碑銘」、『全唐文』792卷、8285頁。
- (14) 「章敬懷暉在南宗禪尤其是馬祖禪的昌明上確實是一大功臣…元和年間、懷暉、惟寛双双進入長安並住于著名的大章敬寺与大興善寺、更標誌着馬祖道一的禪法的勝利、也使這兩個禪師在當時成了洪州宗的代表人物」。葛[1995、305-308]

を参照。

- (15) 戒律には、現前僧物・四方僧物と呼ばれ、両方の混用ができない。作法後、常住僧の物を十方僧へ与えることができる。現前僧物・四方僧物に関する具体的な状況は平川彰『原始仏教の教団組織』Ⅱ（春秋社、2000年、47-64頁）を参照。しかしながら、唐代、現前僧物・四方僧物の種類について、律師によって違った見解がある。
- (16) 出家時、朝廷が田畑を僧に配し、普段の僧侶はこの田畑などの収入によって生活を維持する。なお、有名な寺と僧の寄進が多いので、別の状況になった。拙論「唐代律法和寺院安養制度」を参照。『中国仏学』、2015年02期、107-120頁。
- (17) 実に、伝統的な行脚僧は途中の劫奪などの悪いことを避けるために、一般に金銭を持っていなかった。
- (18) 『四分律行事鈔簡正記』10巻、(X43、p262b10)。『四分比丘尼鈔』3巻、(X40、p774c10-12)。
- (19) 『四分律行事鈔批』8巻、(X42、p824c22-825a8)
- (20) 『宋高僧伝』25巻、「行蹈…後唐天成中…於寺之西北隅、構樓閣堂宇、蔚成別院、供四方僧曾無匱乏。」(T50、p871b6-8)
- (21) 『四分比丘尼鈔』3巻、「拓闢提奢物（旧云招提僧物是也）謂俗人地、別為現前僧各造私房、四方僧來起立房舍、供給所須、此以処為名」(X40、p774c10-12)。
- (22) 『四分律刪繁補闕行事鈔』2巻、「所以常住招提互有所須、營事比丘和僧、索欲行籌、和合者得用。」(T40、p56b6-8)
- (23) 元開 著、汪向榮 校注、『唐大和上東征伝』附録四、中華書局、2000年、117頁。
- (24) 『法顯伝』、「若有客比丘到悉供養三日。」(T51、p858a22-23)。なお、義浄の『南海寄帰内法伝』2巻には五日と記されている。「又見客僧創來入寺、於五日内、和衆与其好食、冀令解息、後乃僧常。」(T54、p213c20-22)
- (25) 釈惠洪「潭州大瀉山中興記」、『全宋文』140冊、「聖溪莊壟畝為比鄰所吞…此唐相国裴公施以飯十方僧。」216頁。
- (26) 陶汝鼐『大瀉山古密印寺志』、岳麓書社、2008年、45頁。
- (27) 王勃「梓州飛鳥白鶴寺碑」、『全唐文』184巻、「重興般若之臺、更起招提之院。」

- 1876頁。闕名「佛頂尊勝陀羅尼石幢讚」『全唐文』1000卷、「河陽部内、厥有聚落、名曰長澗。於中招提淨院。」11062頁。
- (28) 闕名「招提淨院施田記」、陳尚君輯校、『全唐文補編』137卷、「維大唐光化三年…復作招提淨院擬供僧友。復割捨儕□糧之田□□□□常住年納伍百文、并將充急、掃院衣糧、歷劫不改。賴浦高井重石胡奴盈山西、西東接重石山、頂至主敬界、南接重石山鼻、下至大路泉水孔為界、西北接楊德小溪為界、此地施入院、供一切諸方師僧。」中華書局、2005、1674-1675頁。『全唐文』1000卷にもこの碑文を集め、題名は「羅漢寺碑」である。碑は樂至県（現在の四川省樂至県）に現存する。
- (29) 黃朝英撰、吳企明點校、『靖康細素雜記』4卷、「唐會昌五年七月、上都、東都兩街各寺留僧三十人、節度諸州各一寺三等。七年八月毀招提、蘭若四万余品。余案『會要』云「大曆二年、薛平奏請賜中条山蘭若額為大和寺。「蓋官賜額者為寺、私造者為招提、蘭若」、杜牧『杭州南亭記』所謂「山台野邑」是也。」、中華書局、2014年、31頁。
- (30) 吳曾『能改齋漫錄』4卷、『細素雜記』嘗論招提、以謂「官賜額者為寺、私造者為招提、蘭若。」…余嘗以為此論未然。蓋招提、蘭若之號、自明帝以來、天下之寺皆曰招提、蘭若、無別名也。故至唐始復為寺、而國自立寺名以賜之、未及賜者、尚仍旧名。故曰毀招提、蘭若四万余区。皆未嘗有公私之異。』、『叢書集成初編』、商務印書館、1985年、74頁。
- (31) 『(重雕補註) 禪苑清規』卷1、「掛搭…維那云、請某上座、於某上座、於某寮抽解」(X63、p524b2-3)
- (32) 『釈氏要覽』3卷、「置十務、謂之寮舍。每一寮用首領一人。令各司其局也。」(T54、p301b24-26)。同卷、「言寮者。唐韻云、同官曰寮。今禪居意取多人同居共司一務、故称寮也。又欲別律住房名故。」(T54、p302b15)。また、1卷、「十誦律云、房者或属僧(若今禪居寮舍也)。」(T54、p263b25)
- (33) 『四分律隨機羯磨疏正源記』卷7、「招提、『中舍』阿難受別房、令施招提僧、准此四方僧房亦爾。」(X40、p877c14-15)
- (34) 羅浚等編『宝慶四明志』10卷、「十方律院」条には六個の十方律寺を挙げられる。ここでは太平興國寺を引いただけ。「太平興國寺、鄞県西南一里半。在唐為太平興慶寺、開元二十八年建、皇朝太平興國八年改賜今額。寺有子院三、

日浴院、日經藏院、日教院。惟浴院為十方山主、余皆甲乙住持。」成文出版社、1984年、617-629頁。

- (35) 釈惠洪「宝峰院記」、『全宋文』140冊、「而宝峰善思院者、世以律居。…道公於是時、乃能拒犯僧者之怒而延納之、此心日月不能老也。」251-252頁。
- (36) 周紫芝「白蓮庵接待院緣化疏」、『全宋文』162冊、「維我十方大士、遍參諸処叢林…須求大富長者、共飯無心道人。」348頁。
- (37) 陸游「靈秘院营造記」、『全宋文』223冊、「自紹興中、僧海淨大師智性築屋設供、以待游僧、名接待院。」、139頁。李杼「永福院記」、『全宋文』207冊、「比丘宗潤即其所処為接待院、延竝四方云水之客。若見若聞、皆争捨施、貧者出力、富者出財、巧者出技、皆捨所愛。紹興二十一年八月日。」212頁。
- (38) 黄敏枝 [1989、306]、劉長東 [2005、80]。
- (39) 注38を参照。
- (40) 注38を参照。陳舜俞「福巖禪院記」、「佛無二道、未有禪律、道異徒別、而居亦判矣。…環食列処、不問疏親者、謂之十方。人闔一戸、室居而家食、更相為子弟者、謂之甲乙。」『全宋文』71冊、99-100頁。
- (41) 『四分律行事鈔簡正記』7卷、「問、大界内、何得有二三処始終僧祇者…更有解云、是一別住内、有二三院、各有衆食処、如今寺中經院、有田産供看經者、三十五人至時集、此食不犯別衆、但自作相便得。或更天王觀音等院、並如是也。」(X43、p150c24-151a5)
- (42) 「客僧妄訴開福絶院」、『名公書判清明集』、中華書局、2002年、407-408頁。
- (43) 陳著「天寿保国接待院記」、『全宋文』351冊「為田三百七十畝有奇、内捨一百畝入万寿助經用、余則為本院直下子孫、甲乙住持接待往來之計。」116頁。